

教 育 委 員 会 会 議 次 第

平成 2 7 年 3 月 2 4 日 (火) 10:00
教 育 委 員 会 会 議 室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第 4 6 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係規則の整備に関する規則について」

(総務課長)

議案第 4 7 号「北九州市電気工作物保安規程の一部改正について」

(総務課長)

議案第 4 8 号「単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する
規則の一部改正について」

(総務課長)

議案第 4 9 号「清見小学校及び古城小学校統合に伴う旧小学校施設の管理に関する
規則の一部改正について」

(総務課長)

議案第 5 0 号「北九州市博物館登録規則の制定について」

(総務課長)

議案第 5 1 号「北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員
等に補助執行させることに関する規則の一部改正について」

(総務課長)

議案第 5 2 号「北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に
代理させる規則の一部改正について」

(総務課長)

議案第 5 3 号「北九州市立戸畑高等専修学校学則の一部改正について」

(指導企画課長)

議案第54号「北九州市学校給食審議会委員の委嘱について」

(学校保健課長)

議案第55号「北九州市社会教育委員の委嘱について」

(生涯学習課長)

議案第56号「北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正について」

(総務課長)

議案第57号「北九州市文化財保護審議会規則の一部改正について」

(総務課長)

議案第58号「人事について」

(教職員課長)

議案第59号「人事について」

(総務課長)

(2) その他報告

その他報告①「平成27年度マイスター教員の認定について」

(労務評価担当課長)

その他報告②「指導が不適切な教諭に対する研修の実施状況について」

(労務評価担当課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 平成27年3月24日(火)
- 2 開催時間 10:00～11:25
- 3 開催場所 小倉北区役所庁舎東棟6階
- 4 出席委員 古城和子(委員長) 吉田ゆかり シャルマ直美 伊藤一義 彌登章
垣迫裕俊(教育長)
- 5 事務局職員 教育次長 岩淵 英司
総務部長 小澤 周三
学務部長 花本 潤一
指導部長 渡邊 義隆
教職員研修・企画担当部長 大庭 正美
生涯学習部長 宇佐美 健次
人権教育担当部長 大竹 順司
総務課長 平野 義人
企画課長 松成 幹夫
施設課長 佐村 良夫
指導企画課長 今村 剛志
指導第一課長 弥永 和利
指導第二課長 平池 秀幹
特別支援教育課長 入尾 忠之
教職員課長 太田 清治
学事課長 吉竹 直人
生涯学習課長 梅下 勝己
労務評価担当課長 田中 真徳
教育振興担当課長 山本 浩三
- 6 書 記 総務課庶務係長 田内 淳也
総 務 課 鈴木 忠之
- 7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会会議録（平成27年3月24日）

1 開 会

10:00 古城委員長が開会を宣言

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第56号 「北九州市教育委員会事務専決の規程の一部改正について」
- ・議案第57号 「北九州市文化財保護審議会規則の一部改正について」
- ・議案第58号 「人事について」
- ・議案第59号 「人事について」
- ・その他報告① 「平成27年度マイスター教員の認定について」
- ・その他報告② 「指導が不適切な教諭に対する研修の実施状況について」

2 会議録署名委員の指名

古城委員長が会議録署名委員に、吉田委員とシャルマ委員を指名。

3 案 件

(1) 公開案件

議案第46号 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について」

議案第47号 「北九州市電気工作物保安規程の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

第46号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係規則の整備を行う必要があるため、この規則案を提出する。

第47号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育長と教育次長の職務の見直しにより教育次長を教育委員会の電気工作物に係る安全管理に関する責任者に位置づけることから、関係規定の整備を行う必要があるため、この訓令案を提出する。

原 案 可 決

議案第48号 「単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

〔提案理由要旨〕 国の行政職俸給表（二）適用職員の給与水準を考慮し、技能労務職給与表を改定する必要があるため、この規則案を提出する。

原案可決

議案第49号 「清見小学校及び古城小学校統合に伴う旧小学校施設の管理に関する規則の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

〔提案理由要旨〕 平成24年4月1日付けの組織改正により、生涯学習部文化財課、北九州市立美術館、北九州自然史・歴史博物館、北九州市立松本清張記念館、北九州市立文学館、北九州市立長崎街木屋瀬宿記念館、北九州市立埋蔵文化財センターを市長事務部局へ移管し、教育委員会が所掌していた事務の一部を市長事務部局に補助執行させることになった。これに伴い、関係規則の改正を行ったが、清見小学校及び古城小学校統合に伴う旧小学校施設の管理に関する規則の改正に漏れがあり関係規定を改める必要があるため、この規則案を提出する、

吉田委員／「清見小学校及び古城小学校統合に伴う旧小学校施設の管理」、これは文化財に入るのか。これまでの経過を伺う。

総務課長／清見小学校と古城小学校を統合して、陳述書にもあったように、施設を埋蔵文化財の収蔵品の収蔵庫として使っている。それに伴い、管理規則を定めている。

古城委員長／統合はその前ということか。

総務部長／古城小学校が空いていたので、その校舎の中を埋文の倉庫として使いたいという話があった。その当時、まだ教育委員会の所管であった。

原案可決

- 議案第50号 「北九州市博物館登録規則の制定について」
議案第51号 「北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部改正について」
議案第52号 「北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

第50号 地方分権改革の一環として、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を推進する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一法）」が平成26年6月4日に公布された。これにより、博物館法の一部が改正され、従来、都道府県の教育委員会の事務・権限とされていた「博物館の登録」及び「博物館に相当する施設の指定」を当該指定都市が行うこととなった。

ついては、この規制を新たに制定する必要があるため、この議案を提出する。

第51号 博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正により、指定都市の区域内に所在する博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に係る事務を、平成27年4月1日から当該指定都市の教育委員会が行うこととなるが、平成24年度の組織改正により、自然史・歴史博物館等の所掌事務を市民文化スポーツ局長等に補助執行させていることを踏まえ、当該事務についても同様に補助執行させることに伴い、関係規則の規定を改める必要があるため、この規則案を提出する。

第52号 博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正により、指定都市の区域内に所在する博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に係る事務を、平成27年4月1日から当該指定都市の教育委員会が行うこととなる。平成24年度の組織改正により、自然史・歴史博物館等の所掌事務を市民文化スポーツ局長等に補助執行させており、当該事務についても同様に補助執行させるため、当該事務を教育委員会から教育長へ委任できない事務とする必要があることから、関係規則の規定を改める必要があるため、この規則案を提出する。

古城委員長／具体的に、この博物館及び博物館に相当する施設はどのくらいあるのか。

生涯学習課長／博物館に登録されている施設として、北九州市内には4館ある。北九州市立のものは、自然史歴史博物館と美術館、松本清張記念館の3施設である。民間としては、門司区東港町にある出光美術館が1施設ある。それから、博物館に相当する施設として、北九州市立の小倉城庭園の1施設となっている。

原案可決

議案第53号 「北九州市立戸畑高等専修学校学則の一部改正について」

本議案の提案理由を指導企画課長が説明。

〔提案理由要旨〕 北九州市立戸畑高等専修学校の学科名に関する規定を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

吉田委員／参考に書いてある4つのデザイン学科という学校は、全部、北九州にあるのか。
指導企画課長／一番下の学校は、福岡市だったと思う。

吉田委員／要するに、この3つは競合する学校ではないのか。

指導企画課長／専門学校であるので、すべて競合ではなく、18歳以上を対象にした学校を含んだものとなっている。

シャルマ委員／名称が変わることと、教育課程が変更されることによって、魅力ある学校になっていくのではないかなと思う。「平成26年度以前の入学者については、従前の例によることとする」というところで、平成26年度以前の入学者については、例えば、ヘアメイクについて学びたいとか、ネイルについて学びたいとかいうことがあっても、新しい教育課程には適応しないということか。

指導企画課長／名称は被服生活科で入っているのですが、被服生活科の生徒として卒業とはなるが、教育内容については、3学年とも変更される内容に変えていきたいと思っている。

彌登委員／昨年と今年、卒業式に参加させていただいたが、非常にモチベーションも上がってくるのだろうと思う。これから、この学校自体の活性化という意味を含めて、非常にいいことだと思う。

原案可決

議案第54号 「北九州市学校給食審議会委員の委嘱について」

本議案の提案理由を学校保健課長が説明。

〔提案理由要旨〕 北九州市学校給食審議会規則(昭和39年北九州市教育委員会規則第11号)第3条第2項の規定に基づき委嘱していた委員の辞任に伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、この案を提出する。

原案可決

議案第55号 「北九州市社会教育委員の委嘱について」

本議案の提案理由を生涯学習課長が説明。

〔提案理由要旨〕 北九州社会教育委員条例（平成26年北九州市条例第28号）第1条の規定に基づき、委嘱している委員のうち7名の辞任に伴い、新たに後任の委員を委嘱する必要があるため、この案を提出する。

原案可決

古城委員長発議

古城委員長／、私のほうから述べさせていただく。今年度、平成26年度の最後の教育委員会会議になります。今年度、つつがなく、かつ充実した年としてやってこられたことは、教育委員の皆様方もそうですが、教育委員会の皆様方のご努力のたまものと思っております。次年度も、これを引き続き頑張っていきたいと思っております。本当に、どうもありがとうございました。

(2) 非公開案件

議案第56号 「北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正について」

議案第57号 「北九州市文化財保護審議会規則の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

〔提案理由要旨〕

第56号 平成27年4月1日付けの組織改正により、組織名称に変更が生じること、北九州市社会教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則（平成元年教育委員会規則第16号）に基づき、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する事務を市長事務局に補助執行させることに伴い、当該事務に関する専決区分を設けることから、関係規定を改める必要があるため、この訓令案を提出する。

第57号 平成27年4月1日付けの組織改正により、組織名称に変更が生じることに伴い、関係規定を改める必要があるため、この規則案を提出する。

原案可決

その他報告① 「平成27年度マイスター教員の認定について」

労務評価担当課長が報告。

[報告要旨] 以下の項目について報告。

- ・平成27年度マイスター教員新規認定者
 - ・マイスター教員の主な活動内容
 - ・マイスター教員認定式（予定）
- など

報告終了

その他報告② 「指導が不適切な教諭に対する研修の実施状況について」

労務評価担当課長が報告。

[報告要旨] 以下の項目について報告。

- ・指導改善研修の流れ

非公開案件のため、質疑省略。

報告終了

議案第58号 「人事について」

本議案の提案理由を教職員課長が説明。

[提案理由要旨] 北九州市立学校長等の採用退職に伴う異動を行うため、この案を提出する。

非公開案件のため、質疑省略。

原案可決

議案第59号 「人事について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

〔提案理由要旨〕 退職による欠員補充のための異動、教職員の人事交流に関連する異動及び市長事務部局等との人事交流による異動を行うため、この異動案を提出する。

原案可決

4 閉 会

11:25 古城委員長が閉会を宣言